

第三十七号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 水産関係の施設及び機械器具の供用並びに依頼を受けて行う水産加工の試験及び分析

第十四条を第十八条とし、第七条から第十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第六条の見出しを「(施設及び機械器具の使用料等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

利用の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

第六条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第六条第二項中「使用料等」を「第一項に規定する使用料又は前項に規定する手数料（以下「使用料等」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 センターに試験、分析又は成績書の再交付を依頼しようとする者は、別表第三に掲げる額の手数を納付しなければならない。

第五条の二を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(利用の許可)

第七条 センターの施設又は機械器具を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

（利用の許可の制限）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はセンターの施設若しくは機械器具の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - 二 利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - 三 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
 - 四 利用の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づき規則の規定に違反したとき。
- 2 県は、利用の許可を受けた者が前項に規定する処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

別表第一中「第五条の二」を「第六条」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十条関係）

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|----------|--------|---------------------------|
| 六次産業化研究室 | 午前 | 一、七五〇円 |
| | 午後 | 二、三三〇円 |
| 機械器具 | 一式一時間等 | 五、一四〇円を超えない範囲内において規則で定める額 |

備考

- 1 「午前」とは午前九時から正午までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時までの間をいう。

- 2 午前から午後まで引き続き利用する場合の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。
- 3 利用時間がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ同表に定める単位の利用時間として計算する。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第十条関係)

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|---------|--------|----------------------------|
| 試験 | 一件 | 三五、四八〇円を超えない範囲内において規則で定める額 |
| 分析 | 一件一成分等 | 三、三四〇円を超えない範囲内において規則で定める額 |
| 成績書の再交付 | 一通 | 四二〇円 |

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている改正前の第六条第一項に規定する使用料等については、なお従前の例による。

提案理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターにおいて新たに水産関係の施設及び機械器具を供用すること並びに水産加工の試験及び分析を実施することに伴い、その利用手続及び使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。